

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～

®



2024年11月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコバビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

どこからともなく漂ってくる金木犀（キンモクセイ）のほのかな香りに、深呼吸というよりはずっと息を吸ったまま、甘い香りに酔いしれたい、と思うのは私だけでしょうか。短くなりそうな秋ですが、しっかりと満喫したいですね。引き続き体調管理には十分にお気をつけたいと思います。

さて、後見人は本人の保護、利益確保に重点を置いて業務を行っています。しかし、お亡くなりになった後はどうなるのでしょうか。

結局のところ、後見人の仕事は本人が亡くなられたらハイ終わり！ではありません。きちんと相続人に財産を引き継いだり、家庭裁判所へ最終報告をしなければなりませんし、相続人と連絡が取れなかったりすると後見人（元後見人ですね）サイドで遺体を火葬したりとかなり活動の幅は広いのです。

本人が亡くなったときの緊張感というものは何度後見人を経験しても、はじめてという感じがしますし、本人存命のときとは違った責任感を味わうものなのです。なんとも言えないスリルとでも言いますか、いつ訪れるかわからない後見の終了が専門職としての自分を強くしてくれているようにも思えるのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

今月は先月号で予告したとおり、「**死後事務許可申立て**」についてです。本人が死亡すると後見人等の権限は消失しますが、実務上では死後事務が必要となる場合があります。どのような行為がそれに当たるかという、

- ① 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- ② 相続財産に属する債務の弁済（弁済期が到来しているもののみ）
- ③ 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為

です。これらについては、**本人の相続人が相続財産を管理し得る状況になく、相続人の意思に反することが明らかであるとの事情がない場合に限り**、成年後見人（保佐人、補助人、未成年後見人、任意後見人は含まない）に認められています。

ただし、③については**裁判所の許可が必要**です。具体例を挙げると、

- 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結（葬儀に関する契約の締結は家庭裁判所の許可の対象とはならないが、葬儀を執り行うことは認められていない）
- 本人が入所施設等に残置した動産その他の物に関する寄託契約の締結
- 電気・ガス・水道の供給契約の解約（都営住宅の返還については入居者の死亡により使用権限が失われて返還義務が生じるため、家庭裁判所への許可申立ては不要）
- 債務の弁済のために本人名義の預貯金口座から現金を払い戻すこと（振込支払いも含む）

申立てに必要な書類は、申立書、申立事情説明書の他、本人の死亡の記載のある戸籍謄本又は死亡診断書の写し、債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻しの場合には預貯金通帳の写しと債務の存在がわかる資料（請求書等）の写し、本人が入所施設等に残置していた動産物に関する寄託契約の締結の場合は寄託契約書（案）が必要です。火葬又は埋葬に関する契約の締結やライフラインの供給契約の解約については、添付資料は原則不要となっています。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

